かも美化サポーター事業実施要綱

令和４年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、公園、道路、河川敷等（以下「公共施設等」という。）の環境美化について、市民等がボランティア活動により実施するかも美化サポーター事業（以下、「事業」という。）に関し必要な事項を定め、市民等の地域への愛着心と美化意識の高揚を図るとともに、市と市民等が協働して健康で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

（対象者）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）公共施設等　市内の公園、道路、河川その他の市、他の地方公共団体又は国の管理する施設（市以外の公共施設については、当該公共施設の管理者の承諾を得たものに限る。）をいう。

（２）市民等　市内に住所を有する者及び市内に事業所等を有する法人その他の団体をいう。

（３）美化活動者　要綱第５条の合意書を交わし、本要綱に基づく活動を無償にて実施する市民等をいう。

（届出）

第３条　事業への参加を希望する個人又は団体（以下「美化活動者」という。）は、自ら公共施設の活動区域を定め、かも美化サポーター事業参加申込書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　事業への参加を辞退する場合は、かも美化サポーター事業活動辞退届（様式第２号）を市長に提出するものとする。

（対象区域）

第４条　事業の対象地域は、市内全域とする。

（合意書の締結）

第５条　市長は、前条第1項の届出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、美化活動者とかも美化サポーター事業実施合意書（様式第３号）を取り交わすものとする。

２　市長は、活動区域に加茂市以外の者の管理する公共施設を含むときは、当該公共施設の管理者と別途協議し、必要な措置を講ずるものとする。

（美化活動者の役割）

第６条　美化活動者が行う活動区域の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

（１）活動区域内の空き缶や吸殻等の散乱ごみの収集

（２）活動区域内の除草

（３）活動区域内の遊具、道路の破損、樹木の損傷等の情報の提供

（４）その他環境美化に必要な活動

２　前項第１号及び第２号の環境美化活動において拾集した散乱ごみ及び除草した草は、美化活動者が属する地域のごみ収集日に当該美化活動者のごみ収集場所に搬出するものとする。ただし、これにより難い場合は、市長の提示する方法により廃棄するものとする。

（報告）

第７条　美化活動者は、原則として年１回、年間活動報告書（様式第４号）又はこれに代えて活動を証明できる書面を市長に提出するものとする。

（市の役割）

第８条　市長は、美化活動者に対し、次に掲げる支援を予算の範囲内で行うものとする。

（１）活動に必要な物品、用具等の支給又は貸与

（２）ボランティア活動保険の加入手続及び掛金の負担

（３）美化活動者名を表示した看板等の設置

（４）その他活動に必要な支援

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則  
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。